

盛岡市橋梁包括維持管理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、橋梁に係る定期点検、修繕計画策定および補修設計の各業務について、従来の個別に発注する方式に対し、複数年で包括的に実施することにより、一貫性のある維持管理を実施することで、橋梁マネジメントの品質向上および効率化を図ることを目的としており、予防保全型維持管理への早期転換を目指すものである。

2 業務の概要

(1) 名称

橋梁包括維持管理業務委託

(2) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

(3) 委託者

盛岡市

(4) 委託期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

(5) 提案上限額

199,730,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(6) 事業の内訳

債務負担5ヵ年（令和6年度～令和10年度）

本事業の業務内訳は以下のとおりである。事業の円滑で合理的な遂行のため、事業内容は協議により、変更することができる。

年度	橋梁定期点検	橋梁長寿命 化修繕計画 策定	橋梁補 修設計	契約予定額（税込） （円）
R 6	62橋（2巡目）+2橋（3巡目）	1式		48,790,000
R 7	122橋（3巡目）		2橋	40,750,000
R 8	145橋（3巡目）		2橋	44,900,000
R 9	171橋（3巡目）		2橋	31,970,000
R 10	138橋（3巡目）		2橋	33,320,000
	全640橋	1式	全8橋	199,730,000

※当該年度の点検対象の橋梁以外の選定は、監督員と協議とする。

3 提案者の資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てを

している者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 直近2年間の国税（法人税、事業税、消費税及び地方消費税等）及び盛岡市税を滞納していない者であること。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 参加意向申請書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成3年9月30日市長決裁）による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 令和6年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者「土木関係コンサルタント業務甲又は乙」に登録している者で、測量士を有する者であること。
- (7) 過去10年間（平成26年4月1日から令和6年3月31日まで）において、同一の市町村が発注した橋梁長寿命化修繕計画策定（改定含む）及び①橋梁定期点検または②橋梁補修設計のいずれかの元請による業務履行実績を有する者であること。
- (8) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。

① 管理技術者

・資格要件：次の条件いずれかを満たすこと。

(ア) 技術士・総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）

(イ) 技術士・建設部門（鋼構造及びコンクリート）

(ウ) R C C M（鋼構造及びコンクリート）

(エ) 大学又は高等専門学校卒業後、業務に該当する部門（鋼構造及びコンクリート）の技術者の経験が20年以上の者

(オ) 高等学校又は専修学校卒業後、業務に該当する部門（鋼構造及びコンクリート）の技術者の経験が25年以上の者

なお、管理技術者と照査技術者は、兼ねることができないこととする。

・業務実績

過去10年間（平成26年4月1日から令和6年3月31日まで）において、同一の市町村が発注した橋梁長寿命化修繕計画策定（改定含む）及び①橋梁定期点検または②橋梁補修設計のいずれかの業務について、元請の管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有する者であること。

② 照査技術者

・資格要件：次の条件いずれかを満たすこと。

(カ) 技術士・総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）

(キ) 技術士・建設部門（鋼構造及びコンクリート）

(ク) R C C M（鋼構造及びコンクリート）

(ケ) 大学又は高等専門学校卒業後、業務に該当する部門（鋼構造及びコンクリート）の技術者の経験が20年以上の者

(コ) 高等学校又は専修学校卒業後、業務に該当する部門（鋼構造及びコンクリート）

の技術者の経験が25年以上の者
 なお、管理技術者と照査技術者は、兼ねることができないこととする。

③ 主たる担当技術者

- ・資格を問わないが、計画図書等に基づき適正に業務を実施する者とし、照査技術者を兼ねることができない。

4 提出書類及び提出期限等

本公募型プロポーザルへの参加を希望するものは次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

必要書類は盛岡市公式ホームページから入手すること。

項番	書類		様式	部数
1	参加意向申請書		様式第1号	1部
2	提案者情報書		様式第2号	1部
3	業務実績書 ※測量調査設計業務実績情報サービス（以下「テクリス」という。）の業務カルテ又は契約書の写し若しくは履行証明書（任意様式）を添付		様式第3号	
4	業務実施体制図		様式第4号	
5	予定技術者経歴書（管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者） ※資格証明書の写しを添付		様式第5号～様式第7号	
6	提案書（添書）		様式第8号	
7	提案書	実施方針	様式第9号	8部
8		実施手順	任意書式	
9		業務工程表	任意書式	
10		評価テーマ1～3（提案課題）	様式第10号～様式第12号	
11	見積書（提案上限額（消費税等込み）以内の見積金額を記載のこと）		任意書式	1部
12	見積内訳書（項目、数量、単価等がわかるように記載のこと）		任意書式	
13	質問書		様式第13号	—

(2) 参加意向申請書等の提出

項目	内容
提出期限	令和6年5月22日（水）午後5時まで
提出先	郵便番号 020-8530 盛岡市内丸12-2 盛岡市役所本館7階 盛岡市建設部道路管理課宛
提出方法	次のいずれかの方法で提出すること。

	<p>ア 持参</p> <p>イ 簡易書留、レターパック又はゆうパックでの郵送による。</p> <p>※郵送の場合、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。</p> <p>※送料は提案者の負担とする。</p> <p>※市は、郵送および宅配中の破損、遅延などの責任を負わないものとする。</p>
留意事項	<p>本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加意向申請書（様式第1号）の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和6年5月22日（金）午後5時までに電子メールアドレス宛てにワードファイルで送信し提出のこと。</p> <p>電子メール dourokanri@city.morioka.iwate.jp</p>

(3) 提案書等の提出

項目	内容
対象者	プロポーザル提案資格を有するものとして認められ、市から「プロポーザル関係書類提出要請書」により要請を受けた者
提出期限	令和6年6月14日（金）午後5時まで
提出先	<p>郵便番号 020-8530</p> <p>盛岡市内丸12-2 盛岡市役所本館7階</p> <p>盛岡市建設部道路管理課宛</p>
提出方法	<p>次のいずれかの方法で提出すること。</p> <p>ア 持参</p> <p>イ 簡易書留、レターパック又はゆうパックでの郵送による。</p> <p>※郵送の場合、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。</p> <p>※送料は提案者の負担とする。</p> <p>※市は、郵送および宅配中の破損、遅延などの責任を負わないものとする。</p>

5 提案書及び見積書について

(1) 提案書の書式等について

- ① 提案書の書式は、文字フォントをMS明朝体、文字サイズを10ポイント以上とし、A4版・縦型・横書きの印刷物で、「(2)提案書記載事項」における各項目の記載ページ数の上限を超えない範囲とする。
- ② 本手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法第51号）に定める単位に限る。
- ③ 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、理解しやすいものとする。
- ④ 評価の公平性を保つため、提案書には、提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

(2) 提案書記載事項

①実施方針

項目	内容
様式	様式第9号
ページ数	1ページ以内に記載すること。
記載内容	業務の実施に係る体制、発注者と受注者の役割分担・調整方法など業務成果の品質向上に資する観点を含んだ業務実施方針を記載すること。

②実施手順

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	A4用紙1ページに記載すること。
記載内容	どのような手順、方法をもって業務を進めるかを記載すること。

③業務工程表

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	A4用紙又は折込みA3用紙1ページに記載すること。
記載内容	本業務の工程計画をバーチャートなどで記載すること。

④評価テーマ1～3（提案課題）

項目	内容	
様式	様式第10号～様式第12号	
ページ数	各テーマ1ページ以内とする。	
記載内容	テーマ1	複数年及び包括的な発注を活かし、効率的かつ効果的に業務を遂行する方法の提案を求める。
	テーマ2	点検、設計及び補修工事等について、履歴データの管理方法、並びに、その活用方法の提案を求める。
	テーマ3	当市では、予防保全型維持管理への転換が進まない理由として、財源不足のみならず人的資源の不足も大きな要因となっており、技術職員の不足が深刻化する状況下において、事業の効率化は必須であると考えている。 ついては、効率的かつ効果的な橋梁アセットマネジメントを実践するうえで検討が必要となる事業体制の改善について、着目すべき点とその検討プロセスの提案を求める。

(3) 見積書等の記載事項

項目	内容
様式	任意書式
ページ数	各様式1ページに記載すること。
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書には、会社名、代表者名を記入し、代表者印を押印すること。 ・提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内の見積金額を記載のこと。 ・見積内訳書について、項目、数量、単価、諸経費等がわかるように記載のこと。

6 提出書類の取り扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (2) 提出期間終了後は、市の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出書類の提出後、本市の判断により補足資料の提出や確認を求めることがある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出書類は、事業者選定を行うために必要な場合又は開示等の際に複製を作成することがある。
- (7) 提出書類は、盛岡市情報公開条例(平成12年条例第51号)に基づき、開示等をする場合がある。
- (8) 提案者から提出された従業員等の個人情報は本プロポーザル実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。なお、当該個人情報の取扱いは盛岡市個人情報保護条例(平成16年条例第7号)に従う。

7 選定に係る日程

項番	手続き	日程
1	募集の公告	公告の日～令和6年5月22日(水)
2	質問受付	公告の日～令和6年5月13日(月)
3	質問回答	令和6年5月17日(金) 予定
4	参加意向申請期限	令和6年5月22日(水)
5	(1次審査・結果通知) プロポーザル関係書類提出要請	令和6年5月29日(水) までに通知予定
6	提案書の提出期限	令和6年6月14日(金)
7	2次審査(提案審査)	令和6年6月28日(金) 予定
8	評価結果通知	令和6年7月5日(金) 予定
9	随意契約	令和6年7月下旬を予定

8 質問及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書(様式第13号)に必要事項を記入の上、電子メールによりワードファイルで送信し提出のこと。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(1) 質問受付期間 令和6年5月13日(月) 正午まで

(2) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和6年5月17日(金)(予定)までに、盛岡市公式ホームページへ掲載し公表する。

※類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする。

※事業者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

(3) 電子メールアドレス dourokanri@city.morioka.iwate.jp

9 選定方法

本プロポーザル評価委員(橋梁の計画、定期点検及び補修設計を包括的に実施するにあたり関係する部課等の市職員複数名)により、本プロポーザルの評価基準に従い評価を行う。

(1) 1次審査(書類審査): プロポーザル提案資格確認ほか

項目	内容
確認手順	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された参加意向申請書等を基に、資格要件の確認を行う。 ・参加者が5者以下の場合は、資格要件の審査のみ実施する。 ・参加者が6者以上の場合は、書類審査を実施し、5者以内に選考する。 ・提案者が1者であっても、審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合には、本プロポーザルは実施する。
提出様式	様式第1号～様式第7号
結果通知	1次審査終了後は、速やかに参加意向申請者全員に審査結果を通知する。また、 <u>提案資格を有する者には、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を通知する。</u> なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

(2) 2次審査（提案審査）

項目	内容
実施日	令和6年6月28日（金）予定
実施場所	盛岡市内丸12-2 盛岡市役所別館
出席者	管理技術者を含む2名以内
説明時間	1者につき質疑応答をあわせて30分以内 (提案内容の説明10分、質疑応答10分、準備・後片付け10分)
内容	ヒアリング（プレゼンテーション）
提出様式	様式第8号～様式第12号
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書に基づくプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を予定（場所は盛岡市役所別館）しているが、ウェブ会議システム（市側でTeams又Zoomによる会議室を設定予定）となる場合がある。（ウェブ会議の場合、システム環境や通信環境は参加者側で御用意ください。） ・別表に定める評価基準に従い採点を行う。 ・審査の順番は、原則として提案書類の提出順とは逆の順番で行うものとする。 ・総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。 ・総合評価点在同一の提案者が複数いる場合は、実施要領に定める評価方法により契約候補者を選定する。 ・プロポーザル参加者が1者のみの場合で、各評価委員の評価点を合算した値が最低基準点（各評価委員の持ち点を合算した値（満点）の5割）を満たすときは、当該者を契約候補者として選定する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布など事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、説明の補足用としてパワーポイント等の利用は可とする。なお、説明の補足資料（データ）は事前に担当部署に提出して確認を受けること。 ・評価の公平性を保つため、上記データ資料には提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションに使用する機器（パソコン、プロジェクタ、スクリーン）は、市が準備する。ただし、それらを使用するための準備及び後片付けに要する時間は10分以内とする。 ・プレゼンテーションでの発言内容は録音させていただくこととする。
--	--

10 評価結果の通知

評価結果については、速やかに電子メール等で通知する。また、結果に対する異議は認めない。なお、契約候補者及び次点順位者については、盛岡市公式ホームページにおいて公表するものとする。

11 担当部署との協議

契約候補者として特定された者は、契約締結に向けて細目について担当部署と協議を行う。協議に際しては、必要に応じ契約候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、契約候補者は誠実に協議に応じなければならない。

なお、契約候補者として特定された者が契約締結までに提案資格を満たさないことを認めたとき、又は契約交渉が不調となったときは、次点順位者と契約締結に向けた交渉を行う。

12 評価基準等

(1) 本プロポーザル評価委員（盛岡市橋梁包括維持管理業務にあたり関係する部課等の市職員複数名）は、別表に定める評価基準に基づき、提案を評価項目ごとに採点するものとする。

プロポーザル評価委員予定（関係部課等の長もしくは部課等の長が代理として指名するもの）

委員長 建設部次長

委員 道路管理課長、道路建設課長、玉山建設課長

(2) 評価対象者の選定について（1次審査）

①本プロポーザルに参加意向申請書を提出した者（以下「参加表明者」という。）が5者を超える場合は、評価基準における「参加表明者等の経験及び能力に関する事項」の採点の合計点により、上位5者を評価対象者として選定する。

②評価対象者の選定において採点の合計点が同点の場合は、配置予定管理技術者の業務実績の評価点の上位順とし、それでも選定できない場合は、配置予定主たる担当技術者の業務実績の評価点の上位順とする。

③前号の規定により順位が決定できないときは、提案者情報書に記載する技術士（総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）及び建設部門（鋼構造及びコンクリート））の数で順位を決定する。

(3) 提案審査の評価方法について（2次審査）

①提案審査は、上記9(2)評価方法により実施し、別表に定める評価基準に従い採点を行う

②評価基準の「参加表明者等の経験及び能力に関する事項」の評価点は、1次審査の評価点を使用する。

③評価基準の「提案に関する事項」と「ヒアリングに関する事項」の評価点は、審査に参加した委員の平均により算出する。なお、平均点は少数点2桁以下を切り捨てた数値とする。

④総合評価点（合計点）が最も高い者を契約候補者、次に総合評価点が高い者を次点順位者として選定する。

⑤各提案の合計点を算出したときに同点の者があった場合は、評価項目「提案に関する事項（各テーマと提案全体）」の合計点が高い者を上位とし、それでも選定できないときは見積金額

がより安価である者を上位者とする。

⑥前号の規定により順位が決定できないときは、委員長が順位を決定する。

⑦評価は非公開により実施する。

13 その他

(1)参加者は、本要領等に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。

(2)共同企業体での参加は認めない。単体での企業法人を前提とするが、業務の一部について再委託することは可能とする。

ただし、再委託の相手方も提案者同様の資格要件を満たすものとする。

また、主たる業務（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断）の再委託は認めないほか、本プロポーザルに参加した他の提案者への再委託についても認めない。

(3)本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。

(4)参加者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(5)当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀提案者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を本市と協議した上で決定するもので、事業者の特定をもって、提案者の提案内容すべてを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。

(6)次のいずれかに該当した者は失格とする。

①虚偽の記載をした者

②参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者

③本件プロポーザルを公告した以後、評価委員又は当該業務に関する者に接触を求めた者

④見積額が提案上限額を超える者

⑤提出書類に虚偽の記載をしたと市が判断した場合には、提案書等を無効とする。

14 担当部署

(1) 郵便番号 020-8530

(2) 住所 盛岡市内丸12-2

(3) 担当課 盛岡市建設部道路管理課

(4) 電話番号 019-613-8543

(5) ファックス 019-651-9211

(6) 電子メール dourokanri@city.morioka.iwate.jp

(別表) 評価基準

A) 参加表明者等の経験及び能力に関する事項

評価項目		評価の着目点		評価点
		判断基準		
参加表明者の経験及び能力	専門技術力	業務実績	<p>(様式第3号)</p> <p>3(7)に規定する業務の過去10年間の実績を次の順位で評価する。 平成26年度以降の実績件数</p> <p>① 3自治体以上 ② 2自治体 ③ 1自治体のみ ④ 上記に該当しない場合は加点しない。</p> <p>※政令指定都市又は中核市の業務実績があれば1点加点する。 ※対象橋梁数が500橋以上の業務実績があれば1点加点する。 ※一つの業務として実施した実績があれば1点加点する。</p>	<p>①3(最大6点) ②2(最大5点) ③1(最大4点) ④加点しない</p>
	配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	<p>(様式第5号)</p> <p>管理技術者の資格を次の順位で評価する。</p> <p>① 技術士・総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート) ② 技術士・建設部門(鋼構造及びコンクリート) ③ R C C M(鋼構造及びコンクリート) ④ 大学又は高等専門学校卒業後、業務に該当する部門(鋼構造及びコンクリート)の技術者の経験が20年以上の者 ⑤ 高等学校又は専修学校卒業後、業務に該当する部門(鋼構造及びコンクリート)の技術者の経験が25年以上の者</p>
配置予定照査技術者の経験及び能力	専門技術力	業務実績	<p>(様式第5号)</p> <p>3(8)に規定する業務の過去10年間の実績を次の順位で評価する。 平成26年度以降の同種業務実績件数</p> <p>① 3自治体以上 ② 2自治体 ③ 1自治体のみ ④ 上記に該当しない場合は加点しない。</p> <p>※政令指定都市又は中核市の業務実績があれば1点加点する。 ※対象橋梁数が500橋以上の業務実績があれば1点加点する。 ※一つの業務として実施した実績があれば1点加点する。 ※業務実績には、照査技術者として従事した業務は除く。</p>	<p>①3(最大6点) ②2(最大5点) ③1(最大4点) ④加点しない</p>
	資格要件	技術者資格等	<p>(様式第6号)</p> <p>照査技術者の資格を次の順位で評価する。</p> <p>① 技術士・総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート) ② 技術士・建設部門(鋼構造及びコンクリート) ③ R C C M(鋼構造及びコンクリート) ④ 大学又は高等専門学校卒業後、業務に該当する部門(鋼構造及びコンクリート)の技術者の経験が20年以上の者 ⑤ 高等学校又は専修学校卒業後、業務に該当する部門(鋼構造及びコンクリート)の技術者の経験が25年以上の者</p>	<p>①4 ②3 ③2 ④1 ⑤1</p>

			びコンクリート) の技術者の経験が25年以上の者	
配置予定の主たる担当技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	<p>(様式第7号)</p> <p>配置予定の主たる担当技術者の資格を次の順位で評価する。</p> <p>① 技術士・総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）</p> <p>② 技術士・建設部門（鋼構造及びコンクリート）</p> <p>③ R C C M（鋼構造及びコンクリート）</p> <p>④ 大学又は高等専門学校卒業後、業務に該当する部門（鋼構造及びコンクリート）の技術者の経験が20年以上の者</p> <p>⑤ 高等学校又は専修学校卒業後、業務に該当する部門（鋼構造及びコンクリート）の技術者の経験が25年以上の者</p>	<p>①5</p> <p>②4</p> <p>③3</p> <p>④1</p> <p>⑤1</p>
	専門技術力	業務実績	<p>(様式第7号)</p> <p>過去10年間の橋梁長寿命化修繕計画策定（改定含む）の業務について、元請けの管理技術者又は担当技術者として従事した実績を次の順位で評価する。</p> <p>平成26年度以降の実績件数</p> <p>① 3件以上</p> <p>② 2件以上</p> <p>③ 1件のみ</p> <p>④ 上記に該当しない場合は加点しない。</p> <p>※政令指定都市又は中核市の業務実績があれば1点加点する。</p> <p>※対象橋梁数が500橋以上の業務実績があれば1点加点する。</p> <p>※業務実績には、照査技術者として従事した業務は除く。</p>	<p>①3(最大5点)</p> <p>②2(最大4点)</p> <p>③1(最大3点)</p> <p>④加点しない</p>
合計				30

B) 価格に関する事項

<p>価格点</p>	<p>$100 \times (1 - \text{【提案価格】} / \text{【提案上限額】})$ ※提案価格（税込）は、見積金額に10%を加算し、1円未満の端数は切り捨てた額とする。 ※価格点は、上記計算式の小数点以下を切り捨てた数値とし、上限を10点とする。</p>	<p>10</p>
------------	---	-----------

C) 提案に関する事項（実施体制・方針等）

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
実施体制	執行体制、人員配置の妥当性 <業務実施体制図> <予定技術者経歴書>	業務実施にあたり、人員配置や体制など十分な配慮を行っているか。	5
実施方針	業務理解度 <提案書（実施方針）>	目的、条件、内容の理解度が高く、重要事項等に関する指摘があるか。	5
	照査における手法・工夫等 <提案書（実施方針）>	業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査において、具体的な手法・工夫等が図られているか。	5
実施手順	実施手順の妥当性 <提案書（実施手順）>	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られているか。	5
実施工程	工程の妥当性 <提案書（業務工程表）>	業務実施工程が妥当であり、確実な業務の遂行が見込まれるか。	5
小計			25

D) 提案に関する事項 (各テーマと提案全体)

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
①複数年及び包括的な発注を活かし、効率的かつ効果的に業務を遂行する方法の提案を求める。	的確性	仕様書、地域特性等との整合性が高いか。 着眼点、問題点、問題解決方法等の内容が優れているか。	15
	実現性	提案の内容を裏付ける類似実績等が明示されているか。 提案内容に説得力があり実現性があるか。	15
②点検、設計及び補修工事等について、履歴データの管理方法、並びに、その活用方法の提案を求める。	的確性	仕様書、地域特性等との整合性が高いか。 着眼点、問題点、問題解決方法等の内容が優れているか。	15
	実現性	提案の内容を裏付ける類似実績等が明示されているか。 提案内容に説得力があり実現性があるか。	15
③当市では、予防保全型維持管理への転換が進まない理由として、財源不足のみならず人的資源の不足も大きな要因となっており、技術職員の不足が深刻化する状況下において、事業の効率化は必須であると考えている。については、効率的かつ効果的な橋梁アセットマネジメントを実践するうえで検討が必要となる事業体制の改善について、着目すべき点とその検討プロセスの提案を求める。	的確性	仕様書、地域特性等との整合性が高いか。 着眼点、問題点、問題解決方法等の内容が優れているか。	15
	実現性	提案の内容を裏付ける類似実績等が明示されているか。 提案内容に説得力があり実現性があるか。	15
小計			90

E) ヒアリングに関する事項

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
プレゼンテーション	資料作成能力	提案資料は分かりやすく、説得力があるか。	5
	説明能力	説明が分かりやすく説得力があり、質疑に対して的確な対応ができるか。 ※時間を超過する提案内容の説明は評価点の減点対象とする。	5
	提案意欲	業務に取り組む積極性が感じられるか。	5
小計			15
【合計】 A+B+C+D+E			170